平成２２年（フ）第５８号
静岡県富士市依田橋83番地の１
破産者　株式会社渡辺石材
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１４２号
静岡県富士宮市若の宮町898番地
破産者　株式会社ファインポーター
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９号
三重県松阪市飯南町向粥見1060番地１
破産者　上林　　敏
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第４４１号
奈良市芝辻町２丁目11番１号
破産者　株式会社アースランド
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３７７号
山口県下関市松屋上町１丁目１番10号
破産者　有限会社すみかわ
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
山口県下関市古屋町１丁目17番15号
破産者　カネキ設備株式会社
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
山口県下関市彦島向井町１丁目10番７号
破産者　有限会社日昇エンタープライズ
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
山口県下関市大和町１丁目２番８号
破産者　有限会社エンタープライス二十一
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
愛媛県西条市大町776番地22
破産者　有限会社理
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４８６号
高知市小石木町209番地　大原南改良住宅２号、開始決定時の住所高知市一宮西町３丁目１番44号
破産者　木本　和良
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７５号
長野県千曲市大字森461番地１
破産者　株式会社ナカジマ
１　決定年月日　平成24年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第９７号
長野県埴科郡坂城町大字坂城6594番地
破産者　株式会社長野工営
１　決定年月日　平成24年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４７０号
仙台市若林区卸町２丁目９番地の２
破産者　株式会社長谷部
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
茨城県土浦市常名93番10
破産者　有限会社古橋管工事
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３０１号
茨城県つくば市横町368番地６
破産者　株式会社サクラ設計室
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８６０号
東京都府中市日新町２丁目20番地６
破産者　日本スプレー工業株式会社
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２４４１１号
北海道旭川市永山町８丁目32番15号
破産者　株式会社あさひ素材
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１号
岐阜県中津川市駒場1538番地の18
破産者　南端満智子
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２８２８号
名古屋市名東区宝が丘292番地
破産者　株式会社クーク
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６１号
愛知県豊橋市大岩町字久保田２番地
破産者　株式会社アヴァンティスクエア
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０３０号
京都市南区吉祥院這登西町15番地
破産者　京都内張工業株式会社
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３５号
京都市上京区寺之内通千本西入下る柏清盛町994番地13
破産者　株式会社クロジー
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
岡山県加賀郡吉備中央町上田東1236番地、開始決定時の住所岡山県加賀郡吉備中央町上田西371番地
破産者　岩木　邦夫
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部